パブリックコメント制度

「むつ市教育大綱」(案)について

【意見募集期間】

令和4年9月13日(火)~9月27日(火)

【お問い合わせ先】

むつ市教育委員会 総務課

電話 0175-22-1111 (内線 3101)

むつ市

パブリックコメントにあたって

平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとされ、平成28年11月にむつ市教育大綱を策定しました。

本教育大綱は、市の教育行政のあり方、指針を定めたものであり、この教育大綱に定める施策に基づいて、事務事業を行っています。

現在の社会を支える知識、情報、技術等の変化は加速度を増し、今後の社会の変化を正確に予測することが難しくなっております。

こうした変化への課題は、私たち自ら解決していかなければなりません。変化を傍観して受け身になるのではなく、前向きに捉え、可能性に挑戦する力、社会の持続的な発展を牽引していく力等、未来を担う子供たちの「生きる力」を育み、むつ市の未来を担う人材を育成することが求められているため、これまでの教育の指針を見直しし、令和4年度(2022年度)から5か年を計画期間とする「むつ市教育大綱(案)」を策定し、案に対するご意見を伺うものです。

素晴らしい教育を市民の皆様と一緒に推進していくため、広くご意見を伺い、参考とさせていただきたいと考えています。

【目次】

■「むつ市教育大綱(案)」の)概要	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
■意見の提出方法 ・・・・			•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
■パブリックコメント用紙																				5

■「むつ市教育大綱(案)」の概要

1 主旨

むつ市教育大綱は、今後5年の市の教育行政のあり方、指針を定めたものであります。

現在の社会を支える知識、情報、技術等の変化は加速度を増すなど、今後の社会の変化を正確に予測することが難しくなっています。

主体的・対話的で深い学びによる基礎的・基本的な知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を高め、社会の変化に受け身になることなく、チャンスと捉え、多様な人々と協働して可能性に挑戦する力等、児童生徒の「生きる力」を育む教育を目指します。

また、人生100年時代において、市民の皆様が生涯を通じて必要な知識・技能を習得 し、暮らしの向上と持続的発展のための学びを支援・提供していきます。

これら学校教育と社会教育を通じて未来を担う子供たちが高い自己肯定感を持ち、他者を尊重し、「生きる力」が育むことを教育方針としております。

2 大綱の構成

- ○はじめに
- ○位置づけ

むつ市総合教育会議の設置、重点項目の設定、教育施策にPDCAサイクルを確立

○計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間 毎年度進捗状況について点検し、翌年度の計画に反映

○教育方針

学校教育と社会教育を通じて、未来を担う子供たちが高い自己肯定感を持ち、他者を 尊重し、「生きる力」が育まれるように取り組む

- ○重点項目及び施策項目
 - 1. 学校教育の充実
 - (1) 学力の向上
 - (2) 体育・健康教育の充実
 - (3) 夢を育む教育
 - (4) 地域とともにある学校
 - 2. 社会教育の充実
 - (1) 社会教育・文化の充実と文化財の保存活用
 - (2)変化に対応できる人材の育成

3 検討経過

· 令和3年3月

市長を議長とするむつ市総合教育委員会を開催、むつ市教育大綱の見直しを行うた

め、施策について議論を行った。

· 令和 3 年 4 月 ~ 1 2 月

むつ市総合教育会議において、教育に関して高い知見を有する有識者を招聘し、市 民の皆様に講演や市長と教育委員の討論を聴いていただいた。合計5回開催。

· 令和4年8月26日

むつ市総合教育会議を開催

事務局案について説明、意見を伺った 委員から出された意見を反映する作業を事務局で実施 計画(素案)の整理、とりまとめ

■意見の提出方法

- 1 募集期間 令和4年9月13日(火)から令和4年9月27日(火)まで
- 2 宛て先むつ市教育委員会総務課
- 3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、次のいずれかの方法で提出して下さい。

- (1) 電子メール mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp
- (2) 7ry7 0175-22-1488
- (3) 郵送・持参 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市教育委員会 総務課
 - ・電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
 - ・お寄せいただいたご意見は、募集期間終了後ご意見に対する考え方とともに、

整理した上で速やかに公表します。

パブリックコメント用紙

案	件		名	「むつ市教育大綱(案)」について
住			所	
(団体	は団体名	と代表	者	
名)				
氏			名	
(団体	は団体名	と代表	者	
名)				
電	話	番	号	_
	提出者の	区分		1 市内に住所を有する方
(該当	する番号	に○を	つけ	2 市内に事務所又は事業所を有する方
て下さ	(ハ)			3 市内の事務所又は事業所に勤務する方
				4 市内の学校に在学する方
				5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	_n	意	見	0)	内	容

- *ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。また、その他目的外の使用はしません。
- *ご意見の欄が足りないときには、用紙(様式不問)を追加して下さい。

【提出先・お問い合わせ先】

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市教育委員会 総務課 電 話 0175-22-1111 (内線 3101) ファックス 0175-22-1488 電子メール mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp